追補版

建築設備定期検査業務基準書

2016 年版

－換気設備－

－排煙設備－

－非常用の照明装置－

－給水設備及び排水設備－

編集・発行　一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
編集協力　　国土交通省住宅局建築指導課

追補版発行の趣旨

「建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成 20 年国土交通省告示第 285 号）の一部が平成 30 年 10 月 29 日に改正され、検査方法として、定期検査と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員が実施した検査の記録や、建築基準法令以外の法令に基づき実施した点検等の記録を活用できることが位置付けられました。また、特殊な構造の排煙設備について、検査事項に「給気送風機の給気風量」の測定を追加する等、所要の改正が行われました。

これらの内容について、建築設備の定期検査に携わる建築設備検査員の皆様を始めとする関係者の皆様に早期にお知らせするため、「建築設備定期検査業務基準書 2016 年版」の追補版として発行するものです。

平成 31 年 1 月

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

目次

第１章　定期検査報告制度

1.3　報告の時期 ---------- 1

1.3-2　自主点検等の記録の活用 ---------- 2

1.4　既存不適格

1.4.1　既存不適格の取り扱い ---------- 5

1.8　平成 20 年国土交通省告示第 285 号 ---------- 10

1.8.1　建築設備の定期検査の告示について ---------- 10

1.8.2　換気設備　別表第一 ---------- 13

1.8.3　排煙設備　別表第二 ---------- 17

1.8.4　非常用の照明装置　別表第三 ---------- 26

1.8.5　給水設備及び排水設備　別表第四 ---------- 29

1.8.6　別記第一号　換気設備の検査結果表 ---------- 32

1.8.7　別記第二号　排煙設備の検査結果表 ---------- 34

1.8.8　別記第三号　非常用の照明装置の検査結果表 ---------- 38

1.8.9　別記第四号　給水設備及び排水設備の検査結果表 ---------- 40

1.8.10　測定表等 ---------- 42

第２章　換気設備　定期検査の実務

2.4　定期検査項目等の解説

一.　法第 28 条第 2 項《無窓居室》又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室《劇場等の居室》（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）

2.4.1　機械換気設備（機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観） ---------- 43

2.4.2　機械換気設備（機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能） ---------- 43

2.4.3　中央管理方式の空気調和設備（空気調和設備の主要機器及び配管の外観） ---------- 55

2.4.4　中央管理方式の空気調和設備（空気調和設備の性能） ---------- 55

第３章　排煙設備　定期検査の実務

3.4　定期検査項目等の解説

一. 令第 123 条第 3 項第二号に規定する階段室又は付室（特別避難階段の付室）、令第 129 条の 13 の 3 第 13 項に規定する昇降路又は乗降ロビー（非常用エレベーターの乗降ロビー）、令第 126 条の 2 第 1 項に規定する居室等

3.4.8　特殊な構造の排煙設備（特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能） ---------- 57

3.4.11　特殊な構造の排煙設備（特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能） ---------- 58

3.4.12　特殊な構造の排煙設備（特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口） ---------- 60

四．予備電源
3.4.30　直結エンジン（直結エンジンの性能）----------61

第４章　非常用の照明装置　定期検査の実務

4.4　定期検査項目等の解説
一．照明器具
4.4.1　非常用の照明器具----------62
二．電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置
4.4.2　予備電源----------62
4.4.3　照度----------65
4.4.4　分電盤----------65
4.4.5　配線----------65

第５章　給水設備及び排水設備　定期検査の実務

5.4　定期検査項目等の解説
5.4.3　給湯設備（循環ポンプを含む。）----------65

10 頁（「建築設備定期検査業務基準書 2016 年版」の頁を指す。以下同じ。）を差し替える

1.3　報告の時期

定期検査の報告時期は、法第 12 条第 3 項を受け、規則第 6 条第 1 項において「おおむね 6 月から 1 年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期」とされている。ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、「1 年から 3 年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期」とされている。

これは、検査項目によっては、対象箇所数が多い等の理由により短期間に検査を行うことは困難であることから、最大 3 年までの間に検査することとしているものである。

なお、この取扱いは、規則第 6 条の 2 第 1 項に規定されている国の機関の長等による建築設備等の点検においても同様である。

国土交通大臣が定める具体的な検査の項目は、平成 20 年国土交通省告示第 285 号第 1 において、次のとおり示されている。

・別表第一（換気設備）

一・（九）各居室の換気量（機械換気設備の性能）

一・（十）中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況（機械換気設備の性能）

一・（十六）各居室の温度（空気調和設備の性能）

一・（十七）各居室の相対湿度（空気調和設備の性能）

一・（十八）各居室の浮遊粉じん量（空気調和設備の性能）

一・（十九）各居室の一酸化炭素含有率（空気調和設備の性能）

一・（二十）各居室の二酸化炭素含有率（空気調和設備の性能）

一・（二十一）各居室の気流（空気調和設備の性能）

・別表第二（排煙設備）

一・（十八）排煙口の排煙風量（機械排煙設備の排煙口の性能）

一・（十九）中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況（機械排煙設備の排煙口の性能）

一・（三十七）排煙口の排煙風量（特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能）

一・（三十八）中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況（特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能）

二・（二十四）遮煙開口部の排出風速（加圧防排煙設備の遮煙開口部の性能）

・別表第四（給水設備及び排水設備）

三・（七）雑用水の用途（排水再利用配管設備（中水道を含む。））

11 頁と 12 頁の間に差し込む

1.3-2　自主点検等の記録の活用

1.3-2.1　自主点検等の記録の活用

建築設備の定期検査項目のうち、一部の項目については、定期検査と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査（以下「自主点検」という。）、又は、建築基準法令以外の法令（以下「他法令」という。）の規定に基づき実施した点検等（「自主点検」及び当該「点検等」とを合わせて以下「自主点検等」という。）の記録を活用して検査を行うことができる。これらの検査項目は、当該記録により確認し、判定することで足りる。

1.3-2.2　別表（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査の記録を活用することができる項目

別表（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した自主点検の記録を活用できる検査項目は次のとおり。本検査項目は、平成 20 年国土交通省告示第 285 号の制定当初より、記録の活用が認められている項目である。

なお、別表第一（換気設備）一項（九）「各居室の換気量」について、二酸化炭素含有率の測定記録を活用する場合は、測定時の在室者数等を把握した上で基準への適否を判定すること。当該記録からこれらの内容が確認できない場合は、定期検査時に改めて測定を実施する。

・別表第一（換気設備）

一項（三）、（九）、（十六）から（二十一）まで、二項（十三）並びに三項（九）

・別表第二（排煙設備）

一項（九）、（十八）、（二十）、（三十七）、（三十九）及び（四十九）並びに二項（二十四）

1.3-2.3　別表（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録を活用することができる項目

別表（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した自主点検の記録を活用できる検査項目は次のとおり。

・別表第一（換気設備）

一項（一）、（二）、（四）から（八）まで及び（十）から（十五）まで

・別表第四（給水設備及び排水設備）

全ての項目

1.3-2.4　建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録を活用することができる項目

1)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく点検※の記録を活用できる項目は次のとおり。

・別表第一（換気設備）

一項（四）及び（十三）

・別表第四（給水設備及び排水設備）

一項（二）、二項（二）、（三）及び（七）並びに三項（二）、（三）、（五）、（十一）、（十四）及び（二十二）

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく点検とは、同法施行令第2条（建築物環境衛生管理基準）、同法施行規則第3条の2（空気環境の測定方法）、第3条の18（空気調和設備に関する衛生上必要な措置）、第4条の2（雑用水に関する衛生上必要な措置）、平成15年厚生労働省告示第119号（空気調和設備等の維持管理及び清掃等に関する基準）に基づく点検で、建築物環境衛生管理技術者の監督のもとに実施するものを指す。

2) 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検※の記録を活用できる項目は次のとおり。なお、排煙設備については、建築基準法と消防法で設置基準が異なることに留意しなければならない。定期検査の対象となる排煙設備のうち消防法の点検対象になっていないものがある場合、これらについては通常の定期検査を実施する。

・別表第二（排煙設備）

一項（二）、（四）、（六）から（八）まで、（十）、（十二）から（十四）まで、（十六）、（十九）、（二十一）、（二十二）及び（二十七）、二項（一）から（四）まで、（六）から（八）まで、（十）、（十二）、（十三）、（十六）から（二十）まで及び（二十六）から（二十八）まで、三項（二）、（三）、（五）及び（六）並びに四項（三）から（八）まで及び（十）から（十七）まで

・別表第三（非常用の照明装置）

五項（二）から（六）まで並びに六項（三）から（八）まで及び（十）から（十七）まで

※消防法に基づく点検とは、平成16年消防庁告示第9号（点検を行う消防用設備等又は特殊消防設備等の種類）及び昭和50年消防庁告示第14号（点検の内容及び点検の方法）に基づく点検で、消防設備士又は消防設備点検資格者が実施するものを指す。

3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく点検※の記録を活用できる項目は次のとおり。

・別表第二（排煙設備）

四項（三）から（八）まで、（十二）及び（十五）から（十七）まで

・別表第三（非常用の照明装置）

六項（三）から（八）まで、（十二）及び（十五）から（十七）まで

※電気事業法に基づく点検とは、同法第42条に基づく保安規程の標準モデル（参考：自家用発電設備保全マニュアル（一般社団法人日本内燃力発電設備協会））に基づく点検で、電気主任技術者の監督のもとに実施するものを指す。

1.3-2.5 自主点検等の記録の活用の際の留意点

なお、自主点検等の記録により確認する場合においては、次のことに留意しなければならない。また、自主点検等の記録において何らかの指摘事項がある場合は、改めて検査を実施する。

1) 自主点検等の対象

定期検査の対象と自主点検等の対象に相違がないことを確認する。特に、換気口等、建物内に多数

設置されているものについては、定期検査の対象のすべてが自主点検等の対象になっていることを確認する。なお、定期検査の対象のうち自主点検等の対象になっていないものがある場合、これらについては通常の定期検査を実施する。

2) 自主点検の方法等

自主点検の記録を活用する場合は、自主点検が別表（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施されていることを、当該建築物の自主点検の方法を定めた書類等を閲覧して確認する。確認できない場合は、通常の定期検査を実施する。

3) 自主点検等の記録の有効期限

自主点検等の記録が前回の定期検査報告の際に実施した検査後に行ったものであることを確認する。例えば、1年毎の定期検査報告の必要がある検査項目の場合は、1年前の定期検査報告に係る検査の実施後に行った自主点検等の記録が有効である。また、規則第6条第1項に基づき国土交通大臣が定める1年から3年までの間に行う検査項目のうち、例えば3年毎の定期検査報告の必要がある検査項目については、3年前の定期検査報告に係る検査の実施後に行った自主点検等の記録が有効である。

13 頁から 17 頁の表 1.4.1 から表 1.4.4 を差し替える

表 1.4.1　換気設備に関する法令の施行状況（令：建築基準法施行令）

項目	施行年月日	検査事項	根拠法令
1・(1)	昭 46.1.1	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	・令第129条の2の6第2項第三号
1・(3)	昭 46.1.1	各居室の給気口及び排気口の設置位置	・令第129条の2の6第2項第二号
1・(6)	昭 46.1.1	風道の材質	・令第129条の2の6第2項第五号
1・(8)	昭 46.1.1	換気扇による換気の状況	・令第129条の2の6第2項第四号
1・(9)	昭 46.1.1	各居室の換気量	・令第20条の2第一号ﾛ
1・(10)	昭 46.1.1	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	・令第20条の2第二号
1・(14)	昭 46.1.1	空気ろ過器の点検口	・昭45年建設省告示第1832号第四号
1・(15)	昭 39.1.15	冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	・令第129条の2の7第二号
1・(16)	昭 46.1.1	各居室の温度	・令第129条の2の6第3項の表(4)項
1・(17)	昭 46.1.1	各居室の相対湿度	・令第129条の2の6第3項の表(5)項
1・(18)	昭 46.1.1	各居室の浮遊粉じん量	・令第129条の2の6第3項の表(1)項
1・(19)	昭 46.1.1	各居室の一酸化炭素含有率	・令第129条の2の6第3項の表(2)項
1・(20)	昭 46.1.1	各居室の二酸化炭素含有率	・令第129条の2の6第3項の表(3)項
1・(21)	昭 46.1.1	各居室の気流	・令第129条の2の6第3項の表(6)項
2・(1)	昭 46.1.1	排気筒、排気フード及び煙突の材質	・令第20条の3第2項第四号
2・(3)	昭 46.1.1	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	・令第20条の3第2項第一号ｲ(3)、(4)、(6)又は(7)
2・(4)	昭 46.1.1	給気口、排気口及び排気フードの位置	・令第20条の3第2項第一号ｲ(1)又は(2)
2・(6)	昭 25.11.23	排気筒及び煙突の断熱の状況	・令第 115 条第 1 項第三号又は第 2 項
	改正：平16.10.1（石綿製の煙突を削除）		
2・(7)	昭 25.11.23	排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	・令第115条第1項第三号又は第2項
2・(8)	平 12.6.1	煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	・昭和45年建設省告示第1826号第4第二号又は第三号
2・(9)	昭 25.11.23	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	・令第115条第1項第一号又は第二号
2・(10)	平 12.6.1	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸かし器等の設置の状況	・昭和45年建設省告示第1826号第4第四号
2・(11)	昭 46.1.1	換気扇による換気の状況	・令第129条の2の6第2項第四号
2・(13)	昭 46.1.1	機械換気設備の換気量	・令第20条の3第2項第一号ｲ ・昭和45年建設省告示第1826号第3
3・(1)	昭 34.1.1	防火ダンパーの設置の状況	・令第112条第16項
	改正：昭44.5.1（防火ダンパーを防火区画及び防火壁の貫通部に設けることに加え、防火壁、防火上主要な間仕切壁及び隔壁の貫通部に設けることを規定）		

3・(2)	昭 49.1.1	防火ダンパーの取付けの状況	・平成12年建設省告示第1376号第1 （旧昭和48年建設省告示第2565号第二号）
3・(5)	昭 49.1.1	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	・平成12年建設省告示第1376号第3 （旧昭和48年建設省告示第2565号第三号）
	改正：昭 56.6.1（天井点検口の大きさを 30cm 以上から 45cm 以上に変更）		
3・(7)	昭 49.1.1	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	・平成12年建設省告示第1376号第2 （旧昭和48年建設省告示第2565号第二号）
3・(8)	昭 49.1.1	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	・昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ﾆ(2) ・昭和48年建設省告示第2563号第2第二号ﾛ(2)
3・(9)	昭 49.1.1	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	・昭和48年建設省告示第2563号第1 ・昭和48年建設省告示第2563号第2

表 1.4.2　排煙設備に関する法令の施行状況

項目	施行年月日	検査事項		根拠法令
1・(9)	昭 44.5.1 昭 46.1.1 昭 46.1.1	排煙機の排煙風量		・令第123条第3項第二号 ・令第126条の3第1項第九号 ・令第129条の13の3
1・(11)	昭 47.1.13 昭 46.1.1	排煙口の位置		・平成12年建設省告示第1436号第三号（旧昭和47年建設省告示第32号） ・令第126の3第1項第三号
1・(15)	昭 46.1.1	手動開放装置の操作方法の表示の状況		・令第126条の3第1項第五号
1・(18)	昭 46.1.1	排煙口の排煙風量		・令第126条の3第1項第九号
1・(23)	昭 46.1.1	排煙風道の材質		・令第126条の3第1項第二号
1・(24)	昭 46.1.1	防煙壁の貫通措置の状況		・令第126条の3第1項第七号
1・(25)	昭 46.1.1	排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況		・令第126条の3第1項第七号（令第115条第1項第三号ｲ(2)の規定準用）
1・(32)	平 12.6.1	特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	・平成12年建設省告示第1437号第一号ﾛ又はﾊ及び第二号ﾛ又はﾊ
1・(36)	平 12.6.1		手動開放装置の操作方法の表示の状況	・令第126条の3第1項第五号 （平成12年建設省告示第1437号第一号ﾆ）
1・(37)	平 12.6.1		排煙口の排煙風量	・令第126条の3第2項 （平成12年建設省告示第1437号第一号ﾊ(3)(ⅱ)又は第二号ﾊ(1)(ⅱ)(ﾛ)）
1・(41)	平 12.6.1		給気風道の材質	・令第126条の3第1項第二号 （平成12年建設省告示第1437号第一号ﾆ又は第二号ﾆ）
1・(43)	平 12.6.1		防煙壁の貫通措置の状況	・令第126条の3第1項第七号 （平成12年建設省告示第1437号第一号ﾊ(2)(ⅱ)又は第二号ﾊ(1)(ⅰ)）
1・(46)	平 12.6.1		排煙口の開放と連動起動の状況	・令第126条の3第2項 （平成12年建設省告示第1437号第一号ﾊ(3)(ⅰ)又は第二号ﾊ(1)(ⅱ)(ｲ)）
1・(49)	平 12.6.1		給気送風機の給気風量	・令第126条の3第2項 （平成12年建設省告示第1437号第一号ﾊ(3)(ⅱ)又は第二号ﾊ(1)(ⅱ)(ﾛ)）

2・(9)	平 21.9.15	加圧防排煙設備	給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	・平成28国交第696号第五号ｲ(2)(ｉ) (旧昭和44年建設省告示第1728号) (旧昭和45年建設省告示第1833号)
2・(17)	平 21.9.15		給気口の開放と連動起動の状況	・平成28年国土交通省告示第696号第五号ｲ(5) (旧昭和44年建設省告示第1728号) (旧昭和45年建設省告示第1833号)
2・(24)	平 21.9.15		遮煙開口部の排出風速	・平成28年国土交通省告示第696号第五号ﾊ (旧昭和44年建設省告示第1728号) (旧昭和45年建設省告示第1833号)
2・(25)	平 21.9.15		空気逃し口の大きさ及び位置	・平成28年国土交通省告示第696号第五号ﾛ (旧昭和44年建設省告示第1728号) (旧昭和45年建設省告示第1833号)
2・(29)	平 21.9.15		圧力調整装置の大きさ及び位置	・平成28年国土交通省告示第696号第五号ﾊ (旧昭和44年建設省告示第1728号) (旧昭和45年建設省告示第1833号)

表 1.4.3　非常用の照明装置に関する法令の施行状況

項目	施行年月日	検査事項	根拠法令
1・(1)	昭 46.1.1	使用電球、ランプ等	・昭和45年建設省告示第1830号第1第一号
	改正：平22.6.1（使用電球、ランプから、高輝度放電灯を削除）		
1・(2)	平 28.12.16	照明器具の取付けの状況	・昭和45年建設省告示第1830号第1第三号ｲ
2・(1)	昭 46.1.1	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	・昭和45年建設省告示第1830号第3第二号 ・昭和45年建設省告示第1830号第3第三号
2・(2)	昭 46.1.1	照度の状況	・昭和45年建設省告示第1830号第4
2・(3)	昭 46.1.1	非常用電源分岐回路の表示の状況	・昭和45年建設省告示第1830号第3第一号
2・(4)	昭 34.1.1 昭 44.5.1	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	・令第112条第15項 ・令第129条の2の5第1項第七号
3・(1)	昭 46.1.1	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	・昭和45年建設省告示第1830号第2
3・(2)	昭 46.1.1	電気回路の接続の状況	・昭和45年建設省告示第1830号第2
3・(3)	昭 46.1.1	接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	・昭和45年建設省告示第1830号第2
3・(4)	昭 46.1.1	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	・昭和45年建設省告示第1830号第2
3・(5)	昭 46.1.1	常用電源から蓄電池設備への切替えの状況	・昭和45年建設省告示第1830号第3
3・(6)	昭 46.1.1	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	・昭和45年建設省告示第1830号第3
	改正：平12. 6.12（自家用発電装置のみの構成の予備電源不可）		
4・(2)	昭46.1.1	誘導灯及び非常用照明兼用器具の場合の専用回路の確保の状況	・昭和45年建設省告示第1830号第2

表 1.4.4　給水設備及び排水設備に関する法令の施行状況

項目	施行年月日	検査事項	根拠法令
1・(1)	昭 56.6.1	配管の取付けの状況	・平成12年建設省告示第1388号第4第一号 （旧令第129条の2第1項第八号）
1・(3)	昭 51.1.1	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	・平成12年建設省告示第1388号第4第二号 （旧昭和50年建設省告示第1597号第1第一号 ）
1・(4)	昭 51.1.1	継手類の取付けの状況	・平成12年建設省告示第1388号第4第三号 （旧昭和50年建設省告示第1597号第1第二号 ）
1・(5)	昭 46.1.1 昭 34.1.1	保温措置の状況	・令第129条の2の5第1項第五号 ・令第129条の2の5第2項第四号
1・(6)	昭 34.1.1 昭 44.5.1	防火区画等の貫通措置の状況	・令第129条の2の5第1項第二号 ・令第129条の2の5第1項第七号
1・(7)	昭 56.6.1 昭 51.1.1	配管の支持金物	・平成12年建設省告示第1388号第4第一号 （旧令第129条の2第1項第八号） ・平成12年建設省告示第1388号第4第四号 （旧昭和50年建設省告示第1597号第1第三号 ）
1・(8)	昭 34.1.1	飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	・令第129条の2の5第2項第一号又は第二号
1・(9)	昭 51.1.1	止水弁の措置の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第1項第一号ﾛ
1・(10)	昭 51.1.1	ウォーターハンマーの防止措置の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第1項第一号ｲ
1・(11)	昭 51.1.1	給湯管及び膨張管の設置の状況	・平成12年建設省告示第1388号第4第四号 （旧昭和50年建設省告示第1597号第1第三号 ）
2・(1)	昭 51.1.1	給水タンク等の設置の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第1第二号ｲ又はﾛ
	改正：昭57.12.1（給水タンク等のマンホールの立ち上げの設置を規定。マンホールの径を45cm以上から60cm以上に変更）		
2・(2)	昭 51.1.1	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第1第一号又は第二号
2・(3)	昭 46.1.1	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	・令第129条の2の5第2項第五号
2・(4)	昭 46.1.1	給水用圧力タンクの安全装置の状況	・令第129条の2の5第1項第四号
2・(6)	昭 56.6.1	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	・平成12年建設省告示第1388号第1又は第2 （旧昭和56年建設省告示第1101号）
2・(8)	昭 56.6.1	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	・平成12年建設省告示第1388号第2 （旧昭和56年建設省告示第1101号） ・平成12年建設省告示第1388号第5
	改正：平25.4.1（給湯設備の転倒防止措置を規定）		
2・(9)	昭56.6.1	ガス湯沸器の取付けの状況	・平成12年建設省告示第1388号第2 （旧昭和56年建設省告示第1101号） ・平成12年建設省告示第1388号第5
	改正：平25.4.1（給湯設備の転倒防止措置を規定）		
3・(1)	昭 51.1.1	排水槽のマンホールの大きさ	・昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ﾛ
	改正：昭57.12.1（排水タンクのマンホールの径を45cm以上から60cm以上に変更）		

3・(2)	昭 51.1.1	排水槽の通気の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ﾎ
3・(6)	昭 44.5.1	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	・昭和44年建設省告示第1730号第3第三号又は第四号
3・(7)	昭 34.1.1 平 12.6.1	雑用水の用途	・令第129条の2の5第2項第一号 ・昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ﾊ
3・(8)	平 12.6.1	雑用水給水栓の表示の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ﾆ
3・(9)	平 12.6.1	配管の標識等	・昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ﾛ
3・(12)	昭 46.1.1	衛生器具の取付けの状況	・令第129条の2の5第2項第二号
3・(13)	昭 51.1.1	排水トラップの取付けの状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第三号ｲ、ﾛ、ﾆ
3・(14)	昭 51.1.1	阻集器の構造、機能及び設置の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第四号ｲ、ﾛ又はﾊ
3・(15)	昭 46.1.1	公共下水道等への接続の状況	・令第129条の2の5第3項第三号
3・(16)	昭 51.1.1	雨水排水立て管の接続の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ﾊ
3・(18)	昭 51.1.1	掃除口の取付けの状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ｲ
3・(19)	昭 51.1.1	雨水系統との接続の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第三号ｲ
3・(20)	昭 51.1.1	間接排水の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ﾛ
3・(21)	昭 51.1.1	通気開口部の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第五号ﾊ
3・(22)	昭 51.1.1	通気管の状況	・昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ｲ又は第五号

37頁を差し替える

1.8　平成20年国土交通省告示第285号

1.8.1　建築設備の定期検査の告示について

法第12条第3項に基づく建築設備の検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表は、平成20年国土交通省告示第285号により定められている。

平成20年3月の公布以来の主な改正内容は、次のとおりである。

1)　換気設備

①　各居室の換気量の検査に、二酸化炭素含有率を検知管法又はこれと同等以上の測定方法を位置付け。

②　換気設備を設けるべき調理室等の検査事項に「給気機又は排気機の設置の状況」の検査を追加。

③　「各系統の換気量」の測定を削除。

2)　排煙設備

①　加圧防排煙設備を追加。

②　特殊な構造の排煙設備について、検査事項に「給気送風機の給気風量」の測定を追加。

3)　非常用の照明装置

①　昭和45年建設省告示第1830号から高輝度放電灯が削除されたことへの対応。

②　昭和45年建設省告示第1830号に予備電源内蔵コンセント型照明器具が位置付けられたことへの対応。

4)　給水設備及び排水設備

東日本大震災において給湯器の転倒被害が多数発生したことを受けて改正された平成12年建設省告示第1388号への対応。

5)　その他

定期検査と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員が実施した検査の記録や、建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録を活用できることが検査方法に位置付けられている。

以下に、平成20年国土交通省告示第285号（最終改正平成30年10月29日国土交通省告示第1214号）を掲載する。

38 頁及び 39 頁を差し替える

◆平成 20 年国土交通省告示第 285 号

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成 20 年 3 月 10 日 国土交通省告示第 285 号
平成 20 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 417 号
平成 24 年 12 月 12 日 国土交通省告示第 1448 号
平成 27 年 1 月 29 日 国土交通省告示第 187 号
平成 28 年 4 月 25 日 国土交通省告示第 706 号
平成 28 年 11 月 1 日 国土交通省告示第 1180 号
平成 28 年 12 月 16 日 国土交通省告示第 1419 号
平成 30 年 9 月 12 日 国土交通省告示第 1098 号
最終改正 平成 30 年 10 月 29 日 国土交通省告示第 1214 号

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 6 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、第 6 条第 3 項に規定する建築設備（昇降機除く。）について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項に規定する検査及び同条第 4 項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第 1 施行規則第 6 条第 1 項並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(い)欄に掲げる項目のうち一項(九)、（十）及び（十六)から(二十一)まで、別表第二(い)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十七)及び(三十八)並びに二項（二十四）並びに別表第四(い)欄に掲げる項目のうち 三項(七)とする。

（注：「国土交通大臣が定める検査の項目」については、「1.3 報告の時期」参照）

第 2 定期検査等は、施行規則第 6 条第 2 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項（ただし、法第 12 条第 4 項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 換気設備 別表第一
二 排煙設備 別表第二
三 非常用の照明装置 別表第三

四　給水設備及び排水設備　別表第四

2　前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第3　換気設備等の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　換気設備　別記第一号

二　排煙設備　別記第二号

三　非常用の照明装置　別記第三号

四　給水設備及び排水設備　別記第四号

附　則（平成20年3月10日国土交通省告示第285号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成20年3月31日国土交通省告示第417号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成24年12月12日国土交通省告示第1448号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成27年1月29日国土交通省告示第187号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附　則（平成28年4月25日国土交通省告示第706号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附　則（平成28年11月1日国土交通省告示第1180号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成28年12月16日国土交通省告示第1419号）

この告示は、平成28年12月16日から施行する。

附　則（平成30年9月12日国土交通省告示第1098号）

この告示は、平成30年9月25日から施行する。

附　則（平成30年10月29日国土交通省告示第1214号）

この告示は、平成31年1月29日から施行する。

40 頁～43 頁を差し替える

1.8.2　換気設備　別表第一

			(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一　法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）	(一)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2の6第2項第三号の規定に適合しないこと。
	(二)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)			各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
	(四)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。
	(六)			風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第129条の2の6第2項第五号の規定に適合しないこと。
	(七)			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(八)			換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	(九)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V=3{,}600\nu AC$ この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量（単位 m^3/h） ν 平均風速（単位 m/s） A 給気口断面積（単位 m^2） C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 $C=\frac{V_2}{V_1}$ この式においてV_1及びV_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V_1 空気調和設備の送風空気量（単位 m^3/h） V_2 空気調和設備への取り入れ外気量（単位 m^3/h）	令第20条の2第一号ロ若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ　還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が100万分の1,000を超えていること。 ロ　還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と二酸化炭素含有率の差が100万分の650を超えていること。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(十)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(十一)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十二)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(十三)			空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
	(十四)			空気ろ過器の点検口	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1832 号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。
	(十五)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	令第 129 条の 2 の 7 第二号の規定に適合しないこと。
	(十六)		空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表（四）項の規定に適合しないこと。
	(十七)			各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表（五）項の規定に適合しないこと。
	(十八)			各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表（一）項の規定に適合しないこと。
	(十九)			各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表（二）項の規定に適合しないこと。
	(二十)			各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表（三）項の規定に適合しないこと。
	(二十一)			各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表（六）項の規定に適合しないこと。
二　換気設備を設けるべき調理室等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。
	(二)			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。
	(四)			給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。
	(五)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。
	(六)			排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。
	(七)			排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 115 条第 1 項第三号イ(2)又は第 2 項の規定に適合しないこと。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(八)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(九)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(十)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第四号の規定に適合しないこと。
	(十一)		換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	(十二)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十三)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3{,}600\nu A$ この式において、V、ν及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V　換気量（単位 m^3/h） ν　平均風速（単位 m/s） A　開口断面積（単位 m^2）	令第20条の3第2項第一号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。
三　法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等	(一)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令第112条第15項の規定に適合しないこと。
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(五)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(七)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。
	(八)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第2第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。
	(九)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。

次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合は、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項（三）、（九）及び（十六）から（二十一）まで、二項（十三）並びに三項（九）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項（一）、（二）、（五）から（八）まで、（十）から（十二）まで、（十四）及び（十五）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録
一項（四）及び（十三）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

44 頁～52 頁を差し替える

1.8.3　排煙設備　別表第二

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一　令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(一)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
	(二)			排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。
	(三)			煙排出口の設置の状況	目視により確認する。	排出された煙により他への影響のおそれがあること。
	(四)			煙排出口の周囲の状況	目視により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があること。
	(五)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	(六)		排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
	(七)			作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(八)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	(九)			排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 m^3/min) A 煙排出口面積（単位 m^2） V_m 平均風速（単位 m/s）	令第123条第3項第二号若しくは第129条の13の3第13項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は令第126条の3第1項第九号（令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第123条第3項第二号及び第126条の3第1項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。
	(十)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(十一)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1436号第三号又は令第126条の3第1項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十二)			排煙口の周囲の状況	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
	(十三)			排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十四)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(十五)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十六)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。
	(十七)			排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
	(十八)			排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 m^3/min) A 排煙口面積(単位 m^2) V_m 平均風速(単位 m/s)	令第126条の3第1項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十九)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(二十)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。
	(二十一)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(二十二)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(二十三)			排煙風道の材質	目視により確認する。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二十四)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二十五)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第七号で準用する令第115条第1項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(二十六)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(二十七)			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(二十八)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(二十九)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが 45 センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
	(三十)			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(三十一)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第 112 条第 14 項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ 1.5 ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
	(三十二)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一号ロ又はハ及び第二号ロ又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三十三)			排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。
	(三十四)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三十五)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(三十六)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三十七)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から 5 箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量（単位 m^3/min） A 排煙口面積（単位 m^2） V_m 平均風速（単位 m/s）	令第 126 条の 3 第 2 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(三十八)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(三十九)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。
	(四十)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(四十一)			給気風道の材質	目視により確認する。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(四十二)			給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(四十三)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(四十四)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(四十五)			給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
	(四十六)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(四十七)			作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(四十八)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	(四十九)			給気送風機の給気風量	吸込口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 給気風量(単位 m^3/min) A 吸込口面積（単位 m^2） V_m 平均風速（単位 m/s）	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(五十)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(五十一)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
	(五十二)			吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(五十三)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
二　令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(一)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(二)			給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(三)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(四)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(五)			排煙風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(六)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(七)			給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(八)			給気口の手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(九)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第五号イ(2)(ｉ)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
	(十一)			給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
	(十二)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(十三)			給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(十四)			給気風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十五)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十六)			給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
	(十七)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第五号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十八)			給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(十九)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	(二十)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(二十一)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
	(二十二)			吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(二十三)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	(二十四)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40センチメートル開放し、同一断面内から9箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定する。	平成28年国土交通省告示第696号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二十五)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第五号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二十六)			空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(二十七)			空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(二十八)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。
	(二十九)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三十)			圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
	(三十一)			圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三十二)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。
三　令第126条の2第1項に規定する居室等	(一)	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。
	(二)			手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(三)			煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(四)			可動防煙壁の材質	目視により確認する。	不燃材料でないこと。
	(五)			可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。
	(六)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
四　予備電源	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第 112 条第 14 項若しくは第 15 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を 30 分以上運転できないこと。
	(三)			発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく 30 分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	(五)			始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で 2.2 から 2.9 メガパスカル、低圧側で 0.7 から 1.0 メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(六)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(七)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
	(八)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
	(九)			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気が十分でなく室内温度が摂氏 40 度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
	(十一)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	(十二)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。）第 58 条の規定値を下回っていること。
	(十三)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
	(十四)			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から 40 秒以内に確立しないこと。
	(十五)			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
	(十六)			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(十七)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
	(十八)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。
	(十九)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず 30 分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	(二十)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(二十一)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(二十二)			給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
	(二十三)			V ベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
	(二十四)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	(二十五)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条の規定値を下回っていること。
	(二十六)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。

次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合は、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項 (九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九) 及び (四十九) 並びに二項 (二十四)	前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項 (二)、(四)、(六) から (八) まで、(十)、(十二) から (十四) まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二) 及び (二十七)、二項 (一) から (四) まで、(六) から (八) まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六) から (二十) まで及び (二十六) から (二十八) まで、三項 (二)、(三)、(五) 及び (六) 並びに四項 (三) から (八) まで及び (十) から (十七) まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

53 頁～55 頁を差し替える

1.8.4　非常用の照明装置　別表第三

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一　照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 1 第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
二　電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況及び点灯時間を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3 第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(二)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 4 の規定に適合しないこと。
	(三)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	(四)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 112 条第 14 項又は第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
三　電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2 の規定に適合しないこと。
	(二)		電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第2 の規定に適合しないこと。
	(三)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
	(四)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 第三号の規定に適合しないこと。
	(五)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。
	(六)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。

		（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
四　電池内蔵形の蓄電池	(一)	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
	(二)			誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
五　電源別置形の蓄電池	(一)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第14項若しくは第15項又は令第129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)			蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏40度を超えていること。
	(三)			蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
	(四)		蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
	(五)			電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	(六)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏 45 度を超えていること。
	(七)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第 112 条第 14 項若しくは第15項又は令第129条の2の5第1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(八)			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
六　自家用発電装置	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第 112 条第 14 項若しくは第15項又は令第129条の2の5第1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと。
	(三)			発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく 30 分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	(五)			始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(六)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(七)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。

		（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
	（八）			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
	（九）			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（十）			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
	（十一）			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	（十二）			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条の規定値を下回っていること。
	（十三）		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
	（十四）			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から 40 秒以内に確立しないこと。
	（十五）			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
	（十六）			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	（十七）			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
五項（二）から（六）まで並びに六項（三）から（八）まで及び（十）から（十七）までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、（は）欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。						

56 頁～58 頁を差し替える

1.8.5　給水設備及び排水設備　別表第四

		（い）検査項目	（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
一　飲料用の配管設備及び排水設備	（一）	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4 第一号の規定に適合しないこと。
	（二）		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
	（三）		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 4 第二号の規定に適合しないこと。
	（四）		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 4 第三号の規定に適合しないこと。
	（五）		保温措置の状況	目視により確認する。	令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第五号又は第 2 項第四号の規定に適合しないこと。
	（六）		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第1項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。
	（七）		配管の支持金物	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4 第一号又は第四号の規定に適合しないこと。
	（八）		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	（九）		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 1 第一号ロの規定に適合しないこと。
	（十）		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 1 第一号イの規定に適合しないこと。
	（十一）		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 4 第四号の規定に適合しないこと。
二　飲料水の配管設備	（一）	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 1 第二号イ又はロの規定に適合しないこと。
	（二）		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 1 第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	（三）		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第五号の規定に適合しないこと。
	（四）		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の5第1項第四号の規定に適合しないこと。
	（五）		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	（六）		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 1 又は第 2 の規定に適合しないこと。
	（七）		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(八)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 2 又は第 5 の規定に適合しないこと。
	(九)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 2 若しくは第 5 の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
	(十)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること
三 排水設備	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第二号ロの規定に適合しないこと。
	(二)		排水槽の通気の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第二号ホの規定に適合しないこと。
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。
	(四)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(六)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
	(七)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第一号又は昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第六号ハの規定に適合しないこと。
	(八)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第六号ニの規定に適合しないこと。
	(九)		配管の標識等	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第六号ロの規定に適合しないこと。
	(十)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十一)		消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。
	(十二)	その他 衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
	(十三)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第三号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。
	(十四)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。
	(十五)	排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項第三号の規定に適合しないこと。
	(十六)		雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第一号ハの規定に適合しないこと。

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
	(十七)			排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。
	(十八)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2 第一号イの規定に適合しないこと。
	(十九)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2 第三号イの規定に適合しないこと。
	(二十)			間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2 第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。
	(二十一)		通気管	通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2 第五号ハの規定に適合しないこと。
	(二十二)			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2 第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。
次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合は、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。						
一項 ((二) を除く。)、二項 ((二)、(三) 及び (七) を除く。) 並びに三項 ((二)、(三)、(五)、(十一)、(十四) 及び (二十二) を除く。)					前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員 (以下「一級建築士等」という。) が実施した検査の記録	
一項 (二)、二項 (二)、(三) 及び (七) 並びに三項 (二)、(三)、(五)、(十一)、(十四) 及び (二十二)					前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録	

59 頁～60 頁を差し替える

1.8.6　別記第一号　換気設備の検査結果表

別記第一号（Ａ４）

検査結果表

（換気設備）

		氏名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目等			検査結果			担当検査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格	
1	法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)			風道の取付けの状況				
(6)			風道の材質				
(7)			給気機又は排気機の設置の状況				
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(13)			空気調和設備の運転の状況				
(14)			空気ろ過器の点検口				
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(16)		空気調和設備の性能	各居室の温度				
(17)			各居室の相対湿度				
(18)			各居室の浮遊粉じん量				
(19)			各居室の一酸化炭素含有率				
(20)			各居室の二酸化炭素含有率				
(21)			各居室の気流				
2	換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況					
(11)		換気扇による換気の状況					
(12)		給気機又は排気機の設置の状況					
(13)		機械換気設備の換気量					

3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等					
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
4	上記以外の検査項目等					

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月日

（注意）

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥ 「検査結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ 1(9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。

⑫ 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。

⑬ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。

⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑮ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

61 頁～64 頁を差し替える

1.8.7　別記第二号　排煙設備の検査結果表

別記第二号（Ａ４）

検査結果表

（排煙設備）

		氏名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目等			検査結果			担当検査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格	
1	令第 123 条第３項第２号に規定する階段室又は付室、令第 129 条の 13 の３第 13 項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第 126 条の２第１項に規定する居室等						
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)			排煙風道との接続の状況				
(3)			煙排出口の設置の状況				
(4)			煙排出口の周囲の状況				
(5)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況				
(7)			作動の状況				
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)			排煙機の排煙風量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				
(13)			排煙口の取付けの状況				
(14)			手動開放装置の周囲の状況				
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況				
(17)			排煙口の開放の状況				
(18)			排煙口の排煙風量				
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況				
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)			排煙風道の取付けの状況				
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防煙壁の貫通措置の状況				
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況				
(27)			防火ダンパーの作動の状況				
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)			手動開放装置の周囲の状況				
(36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				

(37)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量				
(38)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)			煙感知器による作動の状況				
(40)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)			給気風道の材質				
(42)			給気風道の取付けの状況				
(43)			防煙壁の貫通措置の状況				
(44)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(45)			給気風道との接続の状況				
(46)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(47)			作動の状況				
(48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(49)			給気送風機の給気風量				
(50)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(51)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(52)			吸込口の周囲の状況				
(53)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
2	**令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー**						
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)			給気口の周囲の状況				
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4)			排煙風道の取付けの状況				
(5)			排煙風道の材質				
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)			給気口の取付けの状況				
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)			給気口の開放の状況				
(12)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)			給気風道の取付けの状況				
(14)			給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)			給気風道との接続の状況				
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況				
(18)			作動の状況				
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(22)			吸込口の周囲の状況				
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)			空気逃し口の周囲の状況				
(27)			空気逃し口の取付けの状況				
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況				
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)			圧力調整装置の周囲の状況				
(31)			圧力調整装置の取付けの状況				
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
3	**令第126条の2第1項に規定する居室等**						
(1)	可動防煙	手動降下装置の作動の状況					

(2)	壁	手動降下装置による連動の状況					
(3)		煙感知器による連動の状況					
(4)		可動防煙壁の材質					
(5)		可動防煙壁の防煙区画					
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
4	**予備電源**						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			始動用の空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家用発電装置の取付けの状況				
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(11)			接地線の接続の状況				
(12)			絶縁抵抗				
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(14)			始動の状況				
(15)			運転の状況				
(16)			排気の状況				
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況				
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況				
(23)			Ｖベルト				
(24)			接地線の接続の状況				
(25)			絶縁抵抗				
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況				
5	**上記以外の検査項目等**						

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月日

（注意）

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の６様式第二面８欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥　「検査結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
⑦　「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
⑧　「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
⑨　「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
⑩　「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。
⑪　1（9）「排煙機の排煙風量」及び 1（18）「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表 3）を添付してください。
⑫　1（37）「排煙口の排煙風量」及び 1（49）「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（別表 3－2）を添付してください。
⑬　2（24）「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表 3－3）を添付してください。
⑭　5「上記以外の検査項目等」は、第 2 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第 2 第 2 項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第 2 第 2 項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し 、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入して下さい。なお、これらの項目等がない場合は、5 は削除して構いません。
⑮　「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善（予定）年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。
⑯　要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

65 頁～66 頁を差し替える

1.8.8　別記第三号　非常用の照明装置の検査結果表

別記第三号（Ａ４）

検査結果表

（非常用の照明装置）

		氏名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目等			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
1	照明器具						
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等					
(2)		照明器具の取付けの状況					
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能					
(2)	照度	照度の状況					
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況					
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(2)		電気回路の接続の状況					
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況					
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況					
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況					
4	電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況					
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況					
5	電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			蓄電池室の換気の状況				
(3)			蓄電池の設置の状況				
(4)		蓄電池の性能	電圧				
(5)			電解液比重				
(6)			電解液の温度				
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(8)			キュービクルの取付けの状況				
6	自家用発電装置						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			始動用の空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家用発電装置の取付けの状況				
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に				

			限る。）				
(11)			接地線の接続の状況				
(12)			絶縁抵抗				
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(14)			始動の状況				
(15)			運転の状況				
(16)			排気の状況				
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
7	**上記以外の検査項目等**						

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月日

（注意）

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第 36 号の 6 様式第二面 12 欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥ 「検査結果」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる検査項目について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（別表 4）を添付してください。

⑫ 7「上記以外の検査項目等」は、第 2 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第 2 第 2 項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第 2 第 2 項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7 は削除して構いません。

⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善（予定）年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

67 頁～68 頁を差し替える

1.8.9　別記第四号　給水設備及び排水設備の検査結果表

別記第四号（Ａ４）

検査結果表

（給水設備及び排水設備）

		氏名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目等			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
1	飲料用の配管設備及び排水設備						
(1)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況					
(2)		配管の腐食及び漏水の状況					
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況					
(4)		継手類の取付けの状況					
(5)		保温措置の状況					
(6)		防火区画等の貫通措置の状況					
(7)		配管の支持金物					
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況					
(9)		止水弁の設置の状況					
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況					
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況					
2	飲料水の配管設備						
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ給湯設備（循環ポンプを含む。）	給水タンク等の設置の状況					
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況					
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況					
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況					
(5)		給水ポンプの運転の状況					
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況					
(7)		給水タンク等の内部の状況					
(8)		給湯設備（ガス湯沸器を除く）の取付けの状況					
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況					
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況					
3	排水設備						
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ					
(2)		排水槽の通気の状況					
(3)		排水漏れの状況					
(4)		排水ポンプの設置の状況					
(5)		排水ポンプの運転の状況					
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況					
(7)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途					
(8)		雑用水給水栓の表示の状況					
(9)		配管の標識等					
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況					
(11)		消毒装置					
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況				
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況				
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況				

(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況				
(16)			雨水排水立て管の接続の状況				
(17)			排水の状況				
(18)			掃除口の取付けの状況				
(19)			雨水系統との接続の状況				
(20)			間接排水の状況				
(21)		通気管	通気開口部の状況				
(22)			通気管の状況				
4	**上記以外の検査項目等**						

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月日

（注意）

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第 36 号の 6 様式第二面 16 欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥ 「検査結果」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる検査項目について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ 4「上記以外の検査項目等」は、第 2 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第 2 第 2 項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第 2 第 2 項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑦から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4 は削除して構いません。

⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善（予定）年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入してください。

⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分（要是正の状態が写真では区別できない部分を除く。）を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

72 頁を差し替える

別表 3-2　排煙風量測定記録表（Ａ４）給気式（特殊な構造の排煙設備）

測定年月日	○○年○○月○○日	測定機器　メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統（機器番号等）	給気送風機銘鈑表示		給気送風機の性能（風量）	
					m³/min

2		排　煙　口				判　定
階	室名	排煙口面積（m²）	測定風速（m/s）※注1）	測定風量（m³/min）	規定風量（m³/min）	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

3	給気送風機				判　定
	吸込口面積（m²）	測定風速（m/s）※注1）	測定風量（m³/min）	規定風量（m³/min）	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン（内燃エンジン）の有無	予備電源又は直結エンジン切替え
	有　・　無	指摘なし　・　要是正

5	排煙系統図（排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること）

注 1）「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注 2）自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

83 頁下から 15 行目を差し替える

一・（三）各居室の給気口及び排気口の設置位置

84 頁上から 6 行目を差し替える

一・（四）各居室の給気口及び排気口の取付けの状況

88 頁の上から 5 行目から 100 頁までを差し替える

一・（九）各居室の換気量

【検査方法】　給気口の同一断面内から 5 箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。

$$V = 3{,}600 \times \nu \times A \times C \quad \cdots\cdots\cdots (2.4.5)$$

この式において、V、ν、A 及び C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V　：換気量［単位　m^3/h］

ν　：平均風速［単位　m/s］

A　：給気口（測定場所）断面積［単位　m^2］　　図 2.4.6 参照

C　：次の式により計算した給気量に対する外気の混合比

$$C = \frac{V_2}{V_1} \quad \cdots\cdots (2.4.6)$$

この式において、V_1 及び V_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_1　：空気調和設備の送風空気量［単位　m^3/h］

V_2　：空気調和設備への取り入れ外気量［単位　m^3/h］

【判定基準】　令第 20 条の 2 第一号ロ若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。

イ　還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が 100 万分の 1,000 を超えていること。

ロ　還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と二酸化炭素含有率の差が 100 万分の 650 を超えていること。

令第 20 条の 2　法第 28 条第 2 項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第 3 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の政令で定める特殊建築物（以下この条において「特殊建築物」という。）の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次のとおりとする。

一　換気設備の構造は、次のイからニまで（特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、ロからニまで）のいずれかに適合するものであること。

ロ　機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を除く。以下同じ。）にあつては、第 129 条の 2 の 6 第 2 項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(1)　有効換気量は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$V=\frac{20A_f}{N}$$

（この式において、V、A_f 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V　有効換気量（単位　1 時間につき m^3）

A_f　居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に 20 を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位　m^2）

N　実況に応じた一人当たりの占有面積（特殊建築物の居室にあつては、3 を超えるときは 3 と、その他の居室にあつては、10 を超えるときは 10 とする。）（単位　m^2））

(2)　一の機械換気設備が 2 以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量は、当該 2 以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。

(3)　(1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法【昭和 45 年建設省告示第 1826 号】を用いる構造とすること。

ハ　中央管理方式の空気調和設備にあつては、第 129 条の 2 の 6 第 3 項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

【解　　説】

風速の測定による場合は、換気量が必要換気量以上であること。風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率が 1,000ppm 以下であること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が 650ppm 以下であること。

1)　風速の測定による場合

①　換気量の判定

換気量が次の式を満足することを確認する。

換気量≧必要換気量・・・・・（2.4.7）

ここで、必要換気量とは、次の式により算出した換気量を表すものとする。

a. 無窓居室

$$V=\frac{20(A_f-20W)}{N} \quad \cdots\cdots (2.4.8)$$

b. 集会場等の居室（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場）、中央管理方式の空気調和設備

$$V=\frac{20A_f}{N} \quad \cdots\cdots (2.4.9)$$

これらの式において V、A_f、W、及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V ：必要換気量［単位　m^3/h］
A_f ：居室の床面積［単位　m^2］
W ：窓等換気上有効な開口面積［単位　m^2］
N ：実況に応じた一人当たりの占有面積（集会場等の居室にあっては、3 を超えるときは 3 と、その他の居室にあっては、10 を超えるときは 10 とする。）［単位　m^2］　（表 2.4.3）参照

表 2.4.3　N の参考値

無窓居室		集会場等の居室	
病院・診療所	4～5	公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場	0.5～1
ホテル、旅館	10		
体育館	0.5～1		
図書館	3		
百貨店	2		
マーケット、物品販売業を営む店舗	3		
飲食店	3		
キャバレー・ダンスホール	2		
パチンコ店	2		
事務所	5		

＊　出典：日本建築行政会議「建築設備設計・施工上の運用指針」（2013 年版）より一部引用

※　（式 2.4.8）は、換気上有効な窓その他開口部が床面積の 1/20 未満の居室（以下「無窓居室」という。）に機械換気設備を設ける場合、当該居室に換気上有効な窓等があれば、必要換気量の低減を行ってよいとしている。一方（式 2.4.9)は、劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場その他これらに類するものの居室（以下「集会場等の居室」という。）の場合は、仮に当該居室に換気上有効な窓等があっても、必要換気量の低減ができないこととしている。これは、集会場等の居室が不特定多数の人が集まるところであり、確実な換気が要求されるためである。

なお、換気量とは、対象とする居室に取り入れられる新鮮外気量のことであり、還気を含んだ吹出し風量ではないことに注意すること。

② 給気口の換気量

給気口の換気量は、次の手順により求める。第 3 種換気方式の場合は、排気口の排気量を換気量として判定してよい。

a. 給気口の同一断面内から 5 箇所（図 2.4.6）を偏りなく抽出する。

b. 5 箇所の風速を測定し平均風速 v を求める。

c. 平均風速 v を 3,600 倍（1 時間当たりの平均風速に換算）した値に、給気口の有効断面積 A を乗じて換気量 V を求める。

なお、給気風量に還気風量が混合されている場合は、給気量に対する外気の混合比（式 2.4.6）を乗じること。

また、一つの居室に複数の給気口がある場合はその全ての給気口の風速を測定し換気量を求める。

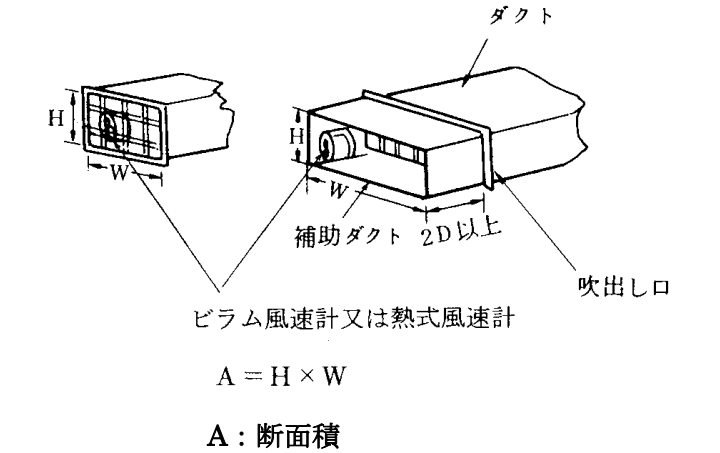

図 2.4.6　風道（ダクト）内の測定位置

③　アモネ型吹出し口での風量測定方法

アモネ型吹出し口は、吹出し空気を室内に広く拡散させるため案内羽根が設けられている。また、案内羽根は、周囲の空気を誘引し易いようにしてあり、吹き出し空気は、噴流や偏流もあり得るので図 2.4.7 のように補助ダクトを用いて測定することが望ましい。

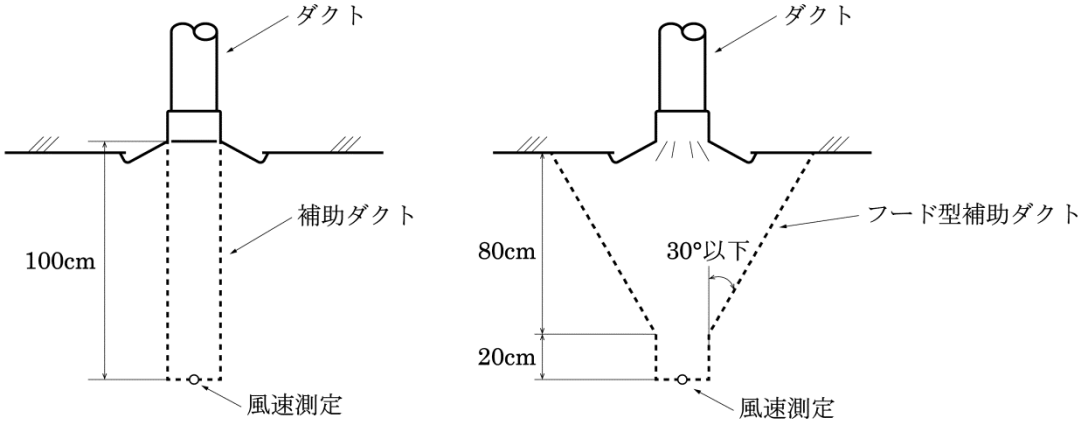

図 2.4.7　アネモ型吹出し口の風量測定方法の例

また、SHASE-S117 換気・空調設備の現場風量測定法にも紹介されている図 2.4.8 のような市販のフード付き風量計を用いる方法もある。測定器は吹出し口、吸込み口風量のいずれにも対応可能で、比較的軽量（1.1～4.5kg）なので現場への持ち運びが容易である。

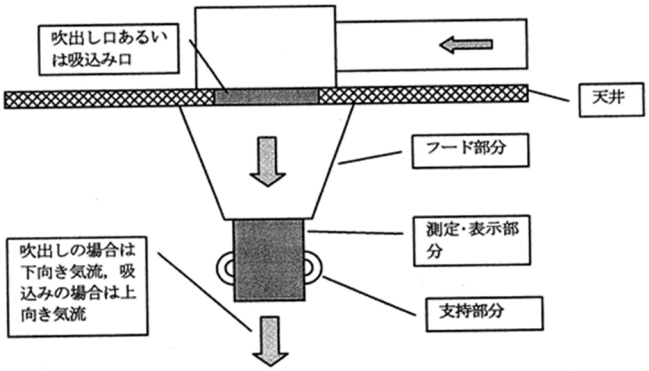

図 2.4.8　フード付き風量計を用いた風量測定

2) 風速の測定が困難な場合

二酸化炭素含有率による判定

① 在室者がほぼ設計定員の状態である場合

検知管法等により各室の還気の二酸化炭素含有率が 1,000ppm 以下であること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が 650ppm 以下であることを確認する。測定位置は、還気口又は排気口付近とする。

法は最低限の基準を定めたものであるため、室内の二酸化炭素発生量は、在室者の活動が比較的小さい場合（安静時）を想定している。この場合の 1 人当たりの二酸化炭素発生量は約 0.013(m^3/h)であり、室内に設計定員 N 人の在室者がいる場合、約 0.013N(m^3/h)の二酸化炭素が発生することになる。1 人当たり 20(m^3/h)の換気がなされているとすれば、室内の二酸化炭素含有率は次の通りとなる。

$$C = C_0 + \frac{0.013N}{20N} = C_0 + 650 \times 10^{-6} \quad \cdots\cdots \quad (2.4.10)$$

この式において、C、C_0 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C ：二酸化炭素含有率［単位 ppm］

C_0 ：外気の二酸化炭素含有率［単位 ppm］

N ：在室者の数 ［単位 人］

即ち、室内の二酸化炭素含有率は外気の二酸化炭素含有率より 650ppm 上昇する。外気の二酸化炭含有率を 350ppm とすれば、室内の二酸化炭素含有率は還気の規定値である 1,000ppm となる。なお、事務所等で在室者が極軽作業を行っている場合の一人当たりの二酸化炭素発生量は、約 0.020(m^3/h)であり、安静時のおおむね 3/2 である。この場合の在室者数は、設計定員の 2/3 とすることができる。

詳しくは、「換気・空調設備技術基準・同解説（2005 年版（一財）日本建築設備・昇降機センター）」を参照すること。

② 在室者が設計定員に満たない場合

各居室の推定換気量が次の式を満足することを確認する。

$$\text{推定換気量} \geqq \text{必要換気量} \quad \cdots\cdots \quad (2.4.11)$$

ここで、推定換気量とは、次の式により算出した換気量を表すものとする。

$$V = \frac{N \times M \times 10^6 [\text{ppm}]}{C_1 - C_2} \quad \cdots\cdots \quad (2.4.12)$$

この式において、V、N、M、C_1 及び C_2 は、次の数値を表すものとする。

V　：推定換気量［単位　m^3/h］

N　：測定期間中の平均滞在人数［単位　人］
測定に先だって少なくとも 1 時間程度同様の在室者数が維持されていること。

M　：一人当たりの CO_2 発生量。（式 2.4.12）によれば、推定換気量は M に比例し、大きい値を想定すれば大きく算出される。この方法は、滞在人数や室内定常濃度の評価の面で誤差が見込まれるので、推定される換気量 V を安全側に評価するため、M の下限値を用いること。即ち、一般に事務作業では $0.020m^3/h$ とされるが、安全側を見て下限値に近い $0.013m^3/h$ を用いる。［単位　m^3/h］

C_1　：室内の二酸化炭素含有率［単位　ppm］

C_2　：外気の二酸化炭素含有率［単位　ppm］

※　この検査項目は、規則第 6 条第 1 項の規定に基づき 1 年から 3 年までの間隔において、特定行政庁が定める時期に一度全数検査を実施する。又は毎年一定数を抽出した上で定められた期間内に全数の検査を実施する。

【測定器具】

風速の測定は、JIS T 8202 に適合する熱式風速計又はビラム式風速計（風車式風速計）若しくはこれらと同等以上の性能を有する器具を用いる。二酸化炭素含有率の測定は、JIS K 0804 検知管式ガス測定器等を用いる。

1)　熱式風速計

熱線にニッケル、白金ロジウム、タングステン等を用い、熱線を一定電圧で加熱すると風速に比例して熱線に不平衡電流が生じることを利用した定電圧式、熱線の温度を一定に保つ上での風の冷却作用による熱線の放散熱量とこれを補うための入力電流との関係を利用した温度式、熱線を一定電流で加熱すると風速に比例して熱線に不平衡電圧が生じることを利用した定電流式風速計等がある。

（使用上の注意）

①　エレメント（受風部）の方向指示マークを風上に向け測定する。

②　乾電池の寿命をチェックする。

③　測定器の定期点検は、年 1 回を目安とする。また、定期的な較正をする。

2)　ビラム式風速計（風車式風速計）

一定の気流に対して風車が回転し、一定時間内の回転数を風速に換算して求めるもので、平均風速値として表すことができる。

（使用上の注意）

①　気流の方向に正しく風速計を向ける。

②　風車の回転にムラがないか確認する。

③　測定風速の適用範囲は、1～10m／sec である。

④　乾電池の寿命をチェックする。

⑤　測定器の定期点検は、年１回を目安とする。また、定期的な較正をする。

写真 2.4.1　熱式風速計の例

写真 2.4.2　ビラム式風速計の例

3)　検知管式ガス測定器

ガス採集器には、真空法、吸込み・送入法等があるが真空法が多く用いられている。図 2.4.9 に示すような吸引ポンプの先端に、検知剤を充填したガラスの検知管（図 2.4.10）を取付け、一定量の空気を通過させ、変色した長さ又は色を付属の表と比較して空気中のガス濃度を測定する。また、直読式の検知管（図 2.4.11）を取付けて測定してもよい。

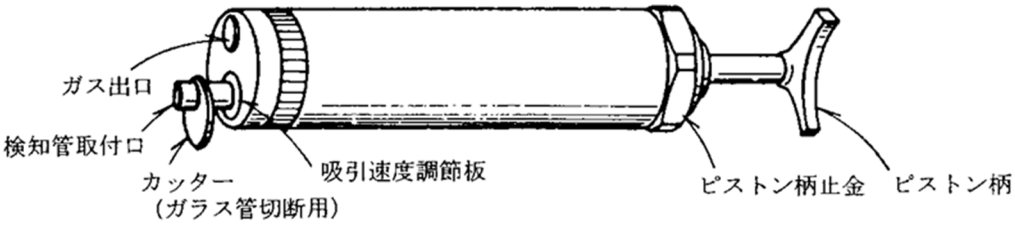

図 2.4.9　真空法ガス検知器のポンプ

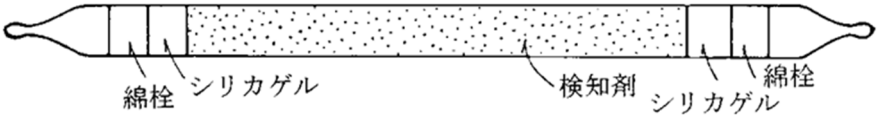

図 2.4.10　検知管

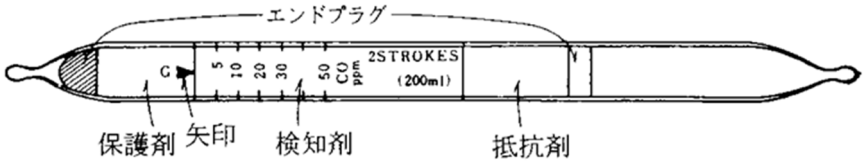

図 2.4.11　検知管直読式

（使用上の注意）

① 検知管法は、エチレン、アンモニア、硫化水素、塩素、メチルカエタン、アセチレン、ホスゲン等の影響を受けて濃度を正確に測定できない場合があるので、共存ガスによる影響の有無等を取扱い説明書により確認すること。

② ポンプの点検は、両端をカットしない検知管をそのまま検知管取付口に取付け、ピストン柄を一気に引き、3 分程度放置した後に、戻す方向に押す。そのときピストンが 0 まで戻れば空気漏れはない。0 まで戻らないときは、空気漏れがあるので調べ修理する必要がある。

③ 温度補正の必要のある検知管は、温度測定の項に準じて気温を測定し、検知管付属の補正表を用いて補正する。

④ 検知剤は有効期間を過ぎると劣化し、濃度の読取りが困難となるので、有効期間内のものを使用する。

4) 非分散赤外分析法の二酸化炭素測定器

ガスが固有の赤外線波長を吸収する性質を利用して、赤外線波長の吸収量を調べ、空気中のガス濃度を測定する計器。空気中に存在する他のガスの干渉を受けにくい。最近では小型化されている。

5) 二酸化炭素、一酸化炭素同時測定器

非分散赤外分析法の二酸化炭素測定器と定電位電解法の一酸化炭素測定器を一台に収納し、マイクロプロセッサで CO、CO_2 濃度を表示し、記録する計器。

102 頁から 104 頁の下から 8 行目までを差し替える

表 2.4.4　法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表 1）の記入例

別表 1　法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状態評価表（A4）

測定年月日	○○	測定機器　メーカー名	○○○○○		型式番号等	○○○○○
階	室名	必要換気量(m³/h)	換　気　方　式	換気設備機種名*注 1)	換気状況の評価*注 2)	判　定
1	事務室	400	一種・二種・三種	全熱交換機	500m³/h	指摘なし・要是正
1	会議室	540	一種・二種・三種	天井換気扇	760 m³/h	指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
3	事務室Ａ	400	一種・二種・三種	外気処理ユニット	435 m³/h	指摘なし・要是正
3	事務室Ｂ	320	一種・二種・三種	外気処理ユニット	300 m³/h	指摘なし・要是正
3	会議室	400	一種・二種・三種	外気処理ユニット	450 m³/h	指摘なし・要是正
3	社長室	120	一種・二種・三種	外気処理ユニット	135 m³/h	指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
5	喫茶室	300	一種・二種・三種	全熱交換機	1,300ppm	指摘なし・要是正
5	休憩室	200	一種・二種・三種	全熱交換機	800ppm	指摘なし・要是正
5	事務室	120	一種・二種・三種	全熱交換機	890ppm	指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
7	社員食堂	600	一種・二種・三種	全熱交換機	650 m³/h	指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注 1)：室ごとに単独の換気扇がある場合等、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
注 2)：「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行いうことが最も確実であり、換気量測定行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各居室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

1)　一般の機械換気（1 階事務室、会議室）

①　1 階事務室（床面積：120m²、窓等換気上有効な開口面積 1 m²）

a.　必要換気量を（式 2.4.8）から算出する。

$$必要換気量＝\frac{20(A_f－20W)}{N}＝\frac{20×(120－20×1)}{5}＝\frac{20×100}{5}＝400\ (m^3/h)$$

b.　換気量（測定風量）と必要換気量と比較のうえ判定を行う。

500m³/h　≧　400 m³/h・・・指摘なし

②　1 階会議室（床面積：81m²）

a.　1 階会議室の必要換気量を（式 2.4.8）から算出する。

$$必要換気量＝\frac{20(A_f－20W)}{N}＝\frac{20×(81－0)}{3}＝540\ (m^3/h)$$

b.　換気量（測定風量）と必要換気量と比較のうえ判定を行う。

760 m³/h　≧　540m³/h・・・指摘なし

2)　中央管理方式の空気調和設備等、給気量に還気風量が混合される場合（3 階事務室 A、事務室 B、会議室、社長室）

①　必要換気量を（式 2.4.9）から算出する。

3 階事務室 A（床面積：100m²）

$$必要換気量=\frac{20A_f}{N}=\frac{20\times100}{5}=400（m^3/h）$$

3 階事務室 B（床面積：80m²）

$$必要換気量=\frac{20A_f}{N}=\frac{20\times80}{5}=320（m^3/h）$$

3 階会議室（床面積：60 m²）

$$必要換気量=\frac{20A_f}{N}=\frac{20\times60}{3}=400（m^3/h）$$

3 階社長室（床面積：60 m²）

$$必要換気量=\frac{20A_f}{N}=\frac{20\times60}{10}=120（m^3/h）$$

② 換気装置の給気量に対する外気の混合比 C を（式 2.4.6）から求める。（空気調和設備への取り入れ外気量：1,650 m³/h、還気測定風量：550 m³/h）

$$C=\frac{V_2}{V_1}=\frac{1,650}{1,650+550}=0.75$$

③ 各居室の換気量を（式 2.4.5）から求め、これに外気の混合比 C を乗じて算出する。

3 階事務室 A（測定風量：580 m³/h）

換気量＝580×0.75＝435(m³/h)

3 階事務室 B（測定風量：400 m³/h）

換気量＝400×0.75＝300(m³/h)

3 階会議室（測定風量：600 m³/h）

換気量＝600×0.75＝450(m³/h)

3 階社長室（測定風量：180 m³/h）

換気量＝180×0.75＝135(m³/h)

④ 各居室の換気量と必要換気量と比較のうえ判定を行う。

3 階事務室 A

435 m³/h ≧ 400 m³/h・・・指摘なし

3 階事務室 B

300 m³/h ＜ 320 m³/h・・・要是正

3 階会議室

450 m³/h ≧ 400 m³/h・・・指摘なし

3 階社長室

135 m³/h ≧ 120 m³/h・・・指摘なし

3) 風速の測定が困難な場合（5 階喫茶室、休憩室、事務室）

在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率を検知管法等により測定し、規定含有率（1,000ppm）と比較のうえ判定を行う。

5 階喫茶室　（還気の二酸化炭素含有率：1,300ppm）

1,300ppm　＞　1,000ppm・・・要是正

5 階休憩室（還気の二酸化炭素含有率：800ppm）

800ppm　≦　1,000ppm　・・・指摘なし

5 階事務室（還気の二酸化炭素含有率：890ppm）

890ppm　≦　1,000ppm　・・・指摘なし

4) 風速の測定が困難で、在室者が設計定員に満たない場合（7 階社員食堂）

7 階社員食堂（床面積：150m²）

① 必要換気量を（式 2.4.8）から算出する。

$$必要換気量=\frac{20(A_f-20W)}{N}=\frac{20\times(150-0)}{5}=600(m^3/h)$$

② 推定換気量を（式 2.4.12）から求める。（平均滞在人：15 人、室内の二酸化炭素含有率：650ppm、外気の二酸化炭素含有率：350ppm）

$$V=\frac{N\times M\times 1,000,000}{C_1-C_2}=\frac{15\times 0.013\times 10^6}{650-350}=650(m^3/h)$$

③ 推定換気量と必要換気量と比較のうえ判定を行う。

650 m³/h　≧　600 m³/h　・・・指摘なし

105 頁の上から 1 行目を差し替える

一・（十）　中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況

106 頁の上から 8 行目を差し替える

一・（十一）　空気調和設備の設置の状況

106 頁の下から 6 行目を差し替える

一・（十二）　空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況

108 頁の下から 9 行目を差し替える

一・（十三）　空気調和設備の運転の状況

109 頁の上から 1 行目を差し替える

一・（十四）空気ろ過器の点検口

110 頁の上から 1 行目を差し替える

一・（十五）　冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離

111 頁の上から 4 行目を差し替える

一・（十六）各居室の温度

112 頁の上から 1 行目を差し替える

一・（十七）各居室の相対湿度

114 頁の下から 3 行目を差し替える

一・（十八）各居室の浮遊粉じん量

120 頁の上から 6 行目を差し替える

一・（十九）各居室の一酸化炭素含有率

121 頁の上から 1 行目を差し替える

一・（二十）各居室の二酸化炭素含有率

122 頁の上から 1 行目を差し替える

一・（二十一）各居室の気流

215 頁を差し替える

表 3.4.3　排煙風量測定記録表　給気式（各室において給気及び排煙を行う方式）の記入例

別表 3-2　排煙風量測定記録表（Ａ４）給気式（特殊な構造の排煙設備）

測定年月日	○○年○○月○○日	測定機器　メーカー名	○○○	型式番号等	○○○
1	給気送風機系統（機器番号等）	給気送風機銘鈑表示		給気送風機の性能（風量）	
	SMF-3	9,000m³/h×400Pa×7.5kW			150　m³/min

2			排　煙　口				判　定
	階	室名	排煙口面積（m²）	測定風速（m/s）※注1)	測定風量（m³/min）	規定風量（m³/min）	
	2	乗降ロビーA	0.25	1.3	19.5	10~137	○指摘なし・要是正
	3	乗降ロビーB	0.25	1.0	15.0	10~137	○指摘なし・要是正
	4	乗降ロビーC	0.25	0.9	13.5	10~137	○指摘なし・要是正
	5	乗降ロビーD	0.25	0.8	12.0	10~137	○指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	給気送風機				判　定
	吸込口面積（m²）	測定風速（m/s）※注1)	測定風量（m³/min）	規定風量（m³/min）	
	1.0	1.3	78	10～150	○指摘なし・要是正

4	直結エンジン（内燃エンジン）の有無	予備電源又は直結エンジン切替え
	有　・　○無	○指摘なし　・　要是正

注 1)「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注 2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

5　排煙系統図（排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること）

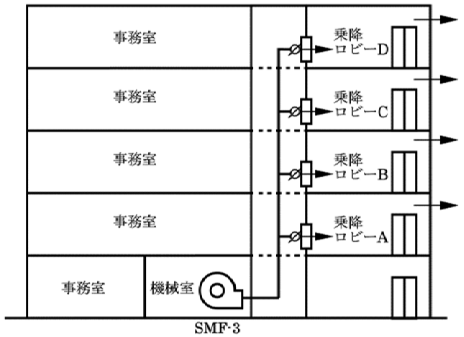

規定風量が設計図書等から確認できない場合の記載方法の一例

・規定風量（下限値）
給気経路の最大防煙区画室の排煙口における規定風量の下限値

・規定風量（上限値）
給気送風機の銘板値

220 頁の上から 8 行目と 9 行目の間に差し込む

一・（四十九）給気送風機の給気風量

【検査方法】　吸込口の同一断面内から 5 箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて 1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。

$$Q=60AV_m \quad \cdots\cdots\cdots (3.4.8\text{-}1)$$

この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q　：給気風量［単位　m^3/min］

A　：吸込口面積［単位　m^2］

V_m　：平均風速［単位　m/s］

【判定基準】　令第 126 条の 3 第 2 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

令第 126 条 の 3

2　前項の規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法【平成 12 年建設省告示第 1437 号】を用いるものについては、適用しない。

【解　　説】

1)　給気送風機の吸込口における給気風量（測定風量）が、規定風量を満足すること。検査は全ての給気送風機を対象として行う。検査にあたっては、給気送風機の給気風量に見合う排煙口を開放した状態で給気送風機を運転し、吸込口の風速を測定して算出した給気風量（測定風量）と給気送風機の規定風量とを比べて判断する。なお、給気風量（測定風量）の測定は、給気送風機の吸込口で行うことを原則とするが、足場が無い等、吸込口での測定が困難な場合は、給気口で測定してもよい。

2)　給気送風機の吸込口における給気風量（測定風量）の判定

給気風量（測定風量）が、次の式を満足することを確認する。

規定風量（下限値）　≦給気風量（測定風量）≦ 規定風量（上限値）……（3.4.8-2）

ここで、規定風量とは、次に掲げる給気風量を表すものとする。詳しくは、「3.5.1　特殊な構造の排煙設備」を参照のこと。

①　各室において給気及び排煙を行う排煙設備（平成 12 年建設省告示第 1437 号第一号ハ(3)(ⅱ)）

各室の排煙口から 1 分間に、当該室の床面積 1 m^2 につき 1 m^3 以上で、かつ、排煙口の開口面積に 550 を乗じた数値（単位 m^3/分）以下の空気を排出するために必要な給気風量

② 複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備（平成 12 年建設省告示第 1437 号第二号ハ(1)(ⅱ)(ﾛ)）

防煙区画室のうち床面積が最大なものの排煙口から 1 分間に、その床面積 1 m^2 につき 1 m^3 以上の空気を排出することができ、かつ、防煙区画室（給気室を除く。）のうち排煙口の開口面積の合計が最小のものの当該排煙口の開口面積の合計値に 550 を乗じた数値（単位 m^3/分）以下の空気を排出するために必要な給気風量

③ 避難安全性能検証法等による排煙設備（令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項）

避難安全性能検証法等に関連する設計図書が規定する給気風量

3) 給気送風機の給気風量（測定風量）の測定方法

給気送風機の給気風量（測定風量）は、次の手順により求める。

① 給気送風機の給気風量に見合う排煙口を開放する。

② 吸込口において、同一断面内から 5 箇所（図 3.4.22-1）を偏りなく抽出する。

③ 1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定し平均風速 V_m を求める。

④ 平均風速 Vm を 60 倍（1 分当たりの平均風速に換算）した値に吸込口の有効断面積 A を乗じて給気風量（測定風量）Q を求める。

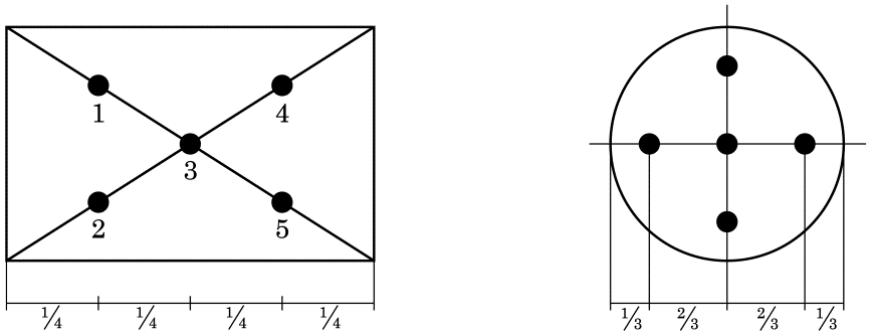

図 3.4.22-1　吸込口の風速測定位置

【測定器具】

風速の測定は、JIS T 8202 に適合する熱式風速計又はこれらと同等以上の性能を有する器具を用いる。

【測定記録】

測定結果を排煙風量測定記録表（別表 3-2）に記入し、別記第二号「排煙設備検査結果表」に添付し提出する。なお、前回の検査以降に自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定し、排煙風量測定記録表（別表 3-2）に記入すること。

220 頁の上から 9 行目を差し替える

一・（五十）中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況

220 頁の下から 9 行目を差し替える

一・（五十一）吸込口の設置位置

221 頁の上から 1 行目を差し替える

一・（五十二）吸込口の周囲の状況

221 頁の上から 6 行目を差し替える

一・（五十三）屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況

249 頁を差し替える

3.4.30　直結エンジン（直結エンジンの性能）
〈四.予備電源〉

四・（二十六）　始動及び停止並びに運転の状況

【検査方法】　目視、聴診又は触診により確認する。

【判定基準】　正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動があること。

【解　　説】

直結エンジン（排煙機）が正常に作動し停止すること、排煙口の開放と連動して作動すること及び運転中に異常な音、異常な振動がないことを確認する。

直結エンジンの機能確認は、原則として、次の方法により行うこと。

① 防煙区画の排煙口を開放し、常用電源により排煙機を起動して、電動機、排煙機本体等に異常な音、異常な振動、異常な過熱等がないことを確認する。

② 常用電源を遮断し、同時に直結エンジンが起動することを確認する。

③ 定格運転後、排煙機の煙排出口の風量測定を行い、排煙機の規定排煙量が確保されているか確認する。又、直結エンジンに異常な音、異常な振動、異常な過熱等がないこと並びに燃料油、潤滑油等の漏洩がないことを確認する。

④ 常用電源を復帰し、直結エンジンが正常に停止することを確認する。

275 頁の下から 11 行目を差し替える

一・(二) 照明器具の取付けの状況

276 頁の上から 3 行目から 279 頁の下から 13 行目を差し替える

二・(一) 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能

【検査方法】作動の状況及び点灯時間を確認する。

【判定基準】昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第二号又は第三号の規定に適合しないこと。

昭和 45 年建設省告示第 1830 号

第 3 電源

二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。

三 予備電源は、自動充電装置、時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあっては、予備電源室その他これに類する場所に定置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家用発電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく 30 分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

【解　説】

予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切替えられて復帰すること。また、30 分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができること。

予備電源には、蓄電池によるものと蓄電池と自家用発電装置併用によるものがある。蓄電池による場合は、放電等に関する特性があるのでそれらを踏まえて検査をする必要がある。蓄電池と自家用発電装置併用による場合は、非常用照明器具を 30 分以上点灯させることができる自家用発電装置でなければならないが、蓄電池から自家用発電機への切替え後の点灯時間は、主として自家用発電機の燃料容量が関係する。

また、この場合の蓄電池の容量は、自家用発電装置に切替るまでの間、非常用の照明装置を継続して点灯させることができるものとしなければならない。

予備電源としての蓄電池設備が、電気室の遮断器等の直流操作電源と共用となっているものは、点灯試験により蓄電池が過放電になり、電気室（操作電源、VCB 等）の遮断器が操作不能となる場合があるので注意すること。

1) 電池内蔵形器具の切替え点灯検査例

図 4.4.9 及び図 4.4.10 に示すとおり、電池内蔵形蛍光灯器具（併用形）の点検スイッチ（停電検出）を作動（開放）すると常用の電源が瞬時に遮断され、同時に蓄電池点灯回路に切替り蓄電池により非常用の照明装置が 30 分間継続して点灯することを確認する。また、点検スイッチをもとに戻す（閉じる）と、非常用照明器具が消灯することを確認する。

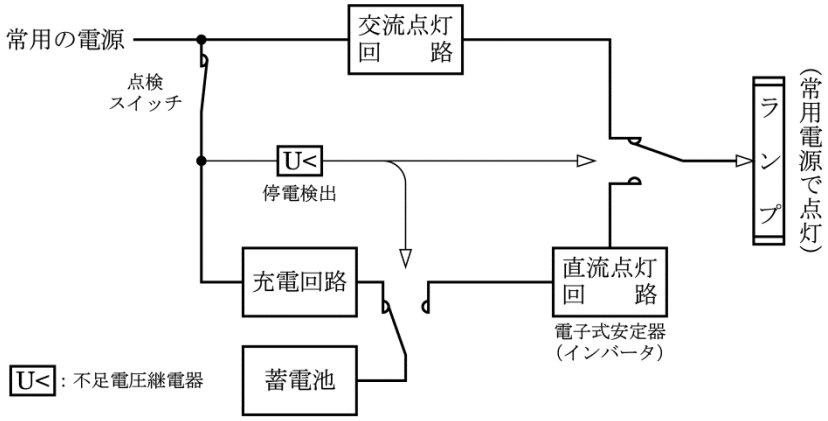

図 4.4.9　電池内蔵形器具の切替え点灯検査例（切替え前）

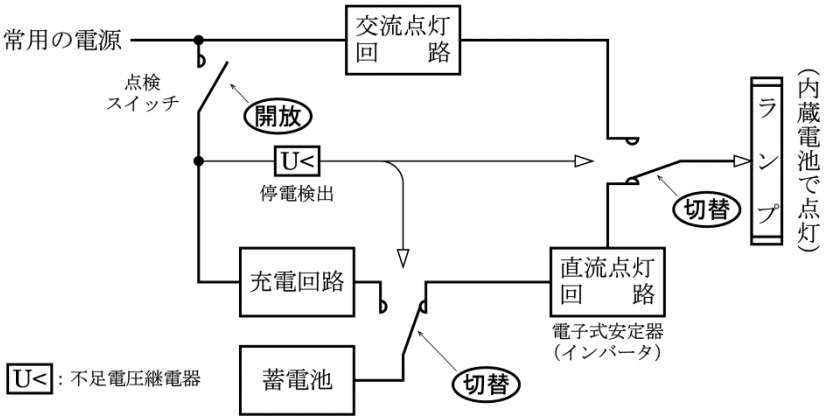

図 4.4.10　電池内蔵形器具の切替え点灯検査例（切替え後）

2)　電源別置形器具の点灯検査例

階別にゾーニングがとられている予備電源回路の場合は、図 4.4.11 及び図 4.4.12 に示すとおり。各階に設置してある常用分電盤の不足電圧継電器を設けた分岐回路の配線用遮断器（MCCB）を開放、又は試験用スイッチを操作する。これにより不足電圧継電器 U< が作動して、非常用分電盤の電磁接触器（MC）が自動投入され非常用照明器具が 30 分間継続して点灯することを確認する。点灯検査後は、常用分電盤の当該分岐回路の配線用遮断器を投入又は試験用スイッチをもとに戻して、非常用照明器具が消灯することを確認する。

また、全館一括して非常用照明が点灯する回路構成の場合は、不足電圧継電器 U< の設置箇所を電気図面等により調べ、電気室等において予備電源回路への切替えを検査する。

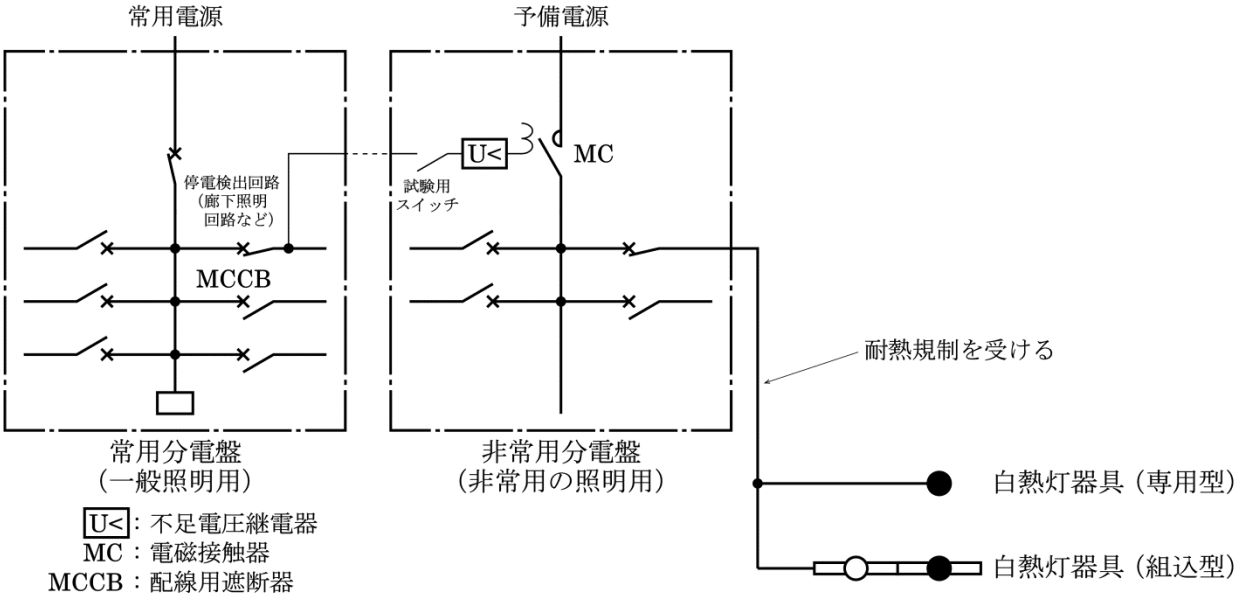

図 4.4.11　電源別置形器具の点灯検査例（点灯前）

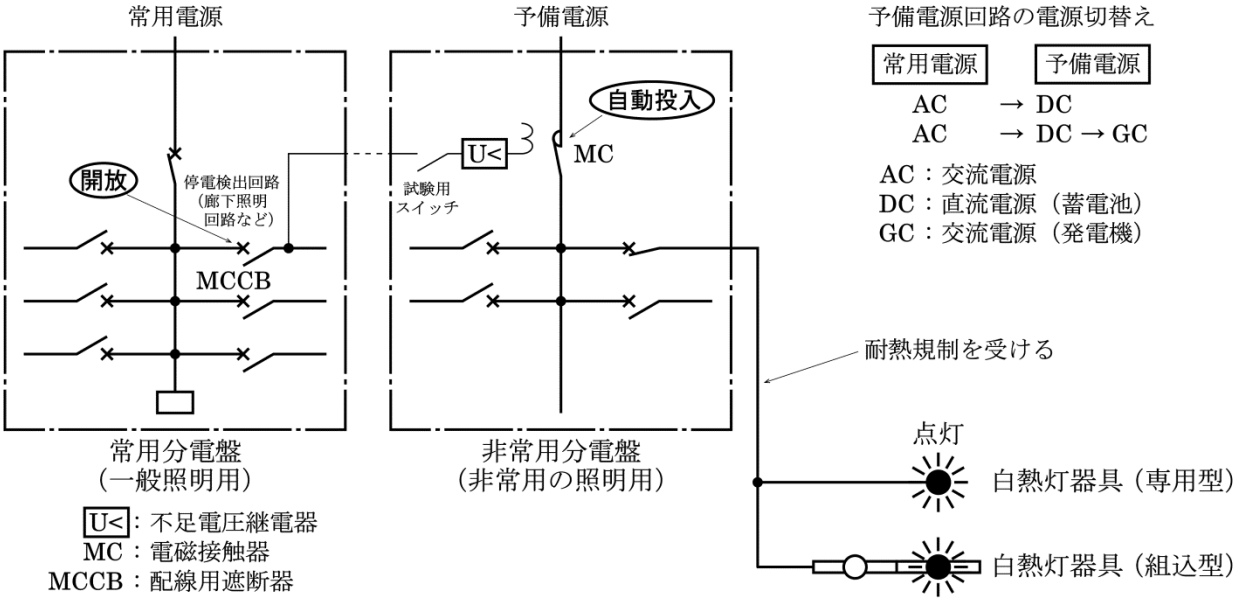

図 4.4.12　電源別置形器具の点灯検査例（点灯後）

【参　　考】電池内蔵形器具の充電時間

器具に内蔵されている蓄電池は、密閉形ニッケルカドミウム蓄電池又は密閉形ニッケル水素蓄電池であり、その充電特性から完全放電後、充電を 48 時間以上行わなければ規定照度を維持できる容量とならない。この時間以上充電しても非常用照明器具を 30 分間以上点灯させることができない場合には、蓄電池の交換を指導する。図 4.4.13 に蓄電池の参考例を示す。

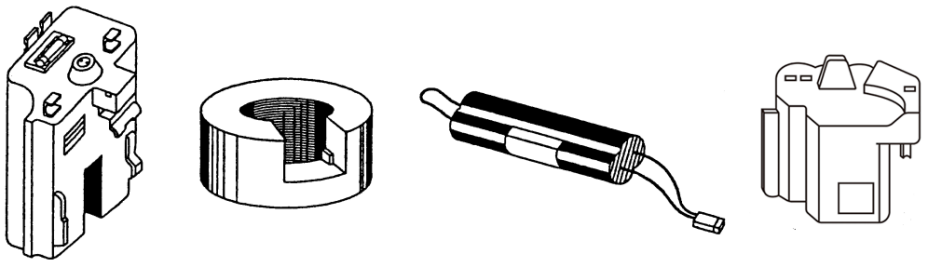

白熱灯(ハロゲン電球)器具用	白熱灯器具用	蛍光灯器具用	LED 照明器具用
単電池×4 個	単電池×8 個	単電池×6 個	単電池×1 個
公称電圧　4.8V	公称電圧　9.6V	公称電圧　7.2V	公称電圧　6.0V
容量　2,500mAh	容量　2,500mAh	容量　2,500mAh	容量　1,000mAh

図 4.4.13　内蔵蓄電池の外観例

【測定器具】

点灯時間の測定は、時計、ストップウォッチ又はそれらと同等以上の性能を有する計器を用いる。

279 頁の下から 10 行目を差し替える

二・(二) 照度の状況

284 頁の下から 9 行目を差し替える

二・(三) 非常用電源分岐回路の表示の状況

286 頁の上から 3 行目を差し替える

二・(四) 配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く）。

371 頁の下から 8 行目から 373 頁の上から 7 行目までを削除する